平成２３年（フ）第５５４号
兵庫県高砂市米田団地４番308号
債務者　飯塚ゆう子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８０３号
広島市安佐北区口田１丁目18―32　メゾン木下201、住民票上の住所広島市東区福田７丁目28番17号
債務者　名賀　崇志
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１８４号
広島市南区宇品西３丁目６番18―201号
債務者　小柴　邦彦
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０９号
広島市南区翠５丁目15―29　アーバン翠103、住民票上の住所広島市南区翠５丁目17番24―103号
債務者　橋本　隆之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
香川県仲多度郡多度津町大字西白方386番地２
債務者　山地　康司
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４３６号
愛媛県松山市中村５丁目３番12号　ＹＴＭ中村403号
債務者　橋田　友典
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４０号
愛媛県東温市南方2188番地１　市営茶堂南団地10号
債務者　大島美洋子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５２号
福岡県嘉麻市山野2310番地５　吉水アパート
債務者　藤田　博文
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５８号
福岡県飯塚市立岩1621番地１　フローラル舞Ⅰ―103号
債務者　円城寺恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１６０号
福岡県飯塚市相田181番地286
債務者　愛川　明江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５４５号
北九州市小倉南区横代北町１丁目９番７号
債務者　黒木カツ子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８４５号
北九州市八幡東区西本町１丁目５番７―203号
債務者　吉永　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内6689番地
債務者　吉谷　祐輔
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５１号
鹿児島県南九州市川辺町神殿6903番地
債務者　緒方　幹男
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５３号
鹿児島県南九州市頴娃町郡9350番地
債務者　吉原　　香
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５４号
鹿児島県指宿市東方2406番地
債務者　西村　千年
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第７６号
秋田県北秋田市小又字森合45番地
債務者　森川　和子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
秋田地方裁判所大館支部